第一条中第十二号を第十六号とし、同号の次に次の二号を加える。
十七　ブチル＝二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）オキシラン―二―カルボキシラート及びその塩類
十八　プロピル＝二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）オキシラン―二―カルボキシラート及びその塩類
第一条中第十一号を第十五号とし、第十号を第十四号とし、第九号を第十号とし、同号の次に次の三号を加える。
十一　一・一―ジメチルエチル＝ピペリジン―四―オン―一―カルボキシラート及びその塩類
十二　一・一―ジメチルエチル＝二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）オキシラン―二―カルボキシラート及びその塩類
十三　ピペリジン―四―オン及びその塩類
第一条中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。
五　エチル＝二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）オキシラン―二―カルボキシラート及びその塩類

附　則

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

厚生労働大臣　武見　敬三
内閣総理大臣　岸田　文雄

覚醒剤原料を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年七月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百五十八号

覚醒剤原料を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）別表第九号の規定に基づき、この政令を制定する。

覚醒剤原料を指定する政令（平成八年政令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一号を次のように改める。

一　エチル＝二―メチル―三―フェニルオキシラン―二―カルボキシラート、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物

第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第十号とし、同号の前に次の六号を加える。

四　二・六―ジアミノ―Ｎ―（一―フェニルプロパン―二―イル）ヘキサンアミド、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物

五　一・一―ジメチルエチル＝二―メチル―三―フェニルオキシラン―二―カルボキシラート、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物

六　Ｎ・α―ジメチル―Ｎ―二―プロピニルフェネチルアミン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物

七　ブチル＝二―メチル―三―フェニルオキシラン―二―カルボキシラート、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物

八　プロピル＝二―メチル―三―フェニルオキシラン―二―カルボキシラート、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物

九　一―メチルエチル＝二―メチル―三―フェニルオキシラン―二―カルボキシラート、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物

本則に次の四号を加える。

十一　二―メチル―三―フェニルオキシラン―二―カルボン酸、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物

十二　一―メチルプロピル＝二―メチル―三―フェニルオキシラン―二―カルボキシラート、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物

十三　二―メチルプロピル＝二―メチル―三―フェニルオキシラン―二―カルボキシラート、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物

十四　メチル＝二―メチル―三―フェニルオキシラン―二―カルボキシラート、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物

附　則

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

厚生労働大臣　武見　敬三
内閣総理大臣　岸田　文雄

児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年七月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百五十九号

児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、並びに児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第九条第一項、第九条の二及び第十条並びに特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第六条、第七条並びに第二十条及び第二十一条（これらの規定を同法第二十六条の五及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

（児童扶養手当法施行令の一部改正）

第一条　児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第二項及び第三項を削る。

第二条の四第一項から第三項までを次のように改める。

法第九条第一項に規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　加算対象扶養親族等（法第九条第一項に規定する扶養親族等のうち、控除対象扶養親族（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する控除対象扶養親族をいう。以下この条において同じ。）に該当しない三十歳以上七十歳未満の扶養親族（所得税法に規定する扶養親族をいう。第六項第一号及び第七項第一号において同じ。）以外のものをいう。次号及び次項第一号において同じ。）及び生計維持児童（法第九条第一項に規定する児童をいう。次号及び次項第一号において同じ。）がないとき　六十九万円